

労災上積み補償制度

(労働災害総合保険、傷害総合保険、入院見舞金制度*)

労働者の労災事故を補償します。

※労災上積み補償制度は、損保ジャパン日本興亜の労働災害総合保険と傷害総合保険および全国建設業労災互助会の入院見舞金制度を組み合わせた制度です。

特長1

経営事項審査で**15ポイント**加算されます。(※)
(※)加算ポイントは以下の①～③をみたす必要があります。
①業務上災害と通勤災害のいずれも対象
②従業員および下請負人の従業員をすべて対象
③死亡および後遺障害第1級～第7級まで対象



(2017年12月現在)

特長2

下請負人の政府労災保険特別加入者は基本契約で補償します。



特長3

労災事故による5日以上入院に対し入院見舞金を給付します。
(労災互助会の入院見舞金制度)



特長4

有期事業の使用者賠償責任を補償します。(P8オプション②)



掛金のモデル例 (I型1口に加入の場合)

完成工事高	工事種類の割合	建築100%	土木100%	建築50% 土木50%
1億円		18,480円 (うち保険料15,960円)	46,320円 (うち保険料39,960円)	32,640円 (うち保険料28,080円)
3億円		44,160円 (うち保険料38,040円)	110,280円 (うち保険料95,040円)	87,360円 (うち保険料75,240円)
5億円		69,600円 (うち保険料60,000円)	174,000円 (うち保険料150,000円)	132,000円 (うち保険料113,760円)

補償の対象となる方、補償の対象となる被用者等の範囲 (基本契約)

(1) 補償の対象となる方 (被保険者)

ご加入者 ただし政府労災保険に加入していることが必要です。

(2) 補償の対象となる被用者等の範囲

有期事業

保険期間中に行われる「元請・下請すべての工事」で働く「すべての労働者」(臨時雇従業員〈アルバイト等〉や下請負人の従業員を含みます。)が対象となります。

- A ご加入者の従業員(臨時雇従業員を含みます。)
- B ご加入者の下請負人の従業員
- C ご加入者の政府労災保険特別加入者
※(任意加入)「政府労災保険特別加入者契約」への加入が必要です。
- D ご加入者の下請負人の政府労災保険特別加入者
- E ご加入者または下請負人の政府労災保険未加入者
※(任意加入)「政府労災保険未加入者契約」への加入(記名式)が必要です。

継続事業

継続事業(事務職等その他各種事業)は、ご加入者の従業員が対象となります。

- F ご加入者が直接雇用している従業員
※(任意加入)継続事業の掛金を加算していただく必要があります。
- G ご加入者の政府労災保険特別加入者
※(任意加入)「政府労災保険特別加入者契約」への加入が必要です。
- H ご加入者の政府労災保険未加入者
※(任意加入)「政府労災保険未加入者契約」への加入(記名式)が必要です。

- ・継続事業のみを補償の対象とする契約はできません。
- ・ご希望により海外派遣者(第3種特別加入者)も補償の対象となる被用者に含めることもできます。(フリープランによる設計となります。)

「下請負人の範囲」ご加入者(被保険者)が日本国内で施工する工事にかかる下請負契約における請負人(数次の請負による場合のすべての請負人を含みます。)をいいます。

		有期事業		継続事業	
ご加入者	社長・役員	C	政府労災保険に特別加入している	G	政府労災保険に特別加入している
	従業員	E	政府労災保険に特別加入していない	H	政府労災保険に特別加入していない
	従業員	A	P6 政府労災保険加入者契約(基本契約)	F	P6 政府労災保険加入者契約(基本契約)※事業種類・平均被用者数でのお申し込みが必要です
下請負人	社長・役員	D	政府労災保険に特別加入している		
	従業員	E	政府労災保険に特別加入していない		
	従業員	B	P6 政府労災保険加入者契約(基本契約)		
	一人親方	D	政府労災保険に特別加入している		
		E	政府労災保険に特別加入していない		

政府労災保険加入者契約 ー基本契約ー（補償の内容）

この契約は、政府労災保険の給付対象となる業務災害または通勤災害に対し、政府労災保険の上積み補償として、給付金を事業主を通じて当該労働者またはご遺族にお支払いします。

- 業務災害の認定および後遺障害の等級については政府労災保険の認定に従います。
- 「災害付帯費用給付金」および「事故解決費用等支援給付金」は、事業主にお支払いします。

1 契約方式と対象となる工事

（１）年間包括契約方式

【対象となる工事】 保険期間中に日本国内で施工するすべての工事（元請・下請工事）および単独の除雪・除草作業・甲型JV（共同施工方式）は、原則として除きます。（甲型JVの前年実績がある場合は、ご希望により覚書等を締結し、年間包括契約方式に含めて加入することもできます。ただし、甲型JVスポット契約方式とは補償範囲が異なりますのでご注意ください。）
・乙型JV（分担施工方式）は年間包括契約方式の対象工事に含まれます。

（２）甲型JVスポット契約方式

【対象となる工事】 日本国内で施工する甲型JV

（３）下請協力会方式

【対象となる工事】 保険期間中に日本国内で施工する特定元請会社の下請工事および単独の除雪・除草作業

2 お支払いする給付金

業務災害、通勤災害について補償します（同額の補償となります。）。

給付の種類と被災者１名・１口あたりの給付額は以下のとおりです（（３）災害付帯費用給付金を除きます。）。

死亡・後遺障害給付金はⅠ型（後遺障害７級まで）・Ⅱ型（後遺障害１４級まで）の２種類がありますのでご希望の型をお選びください。

法定外補償規定（被用者に対し政府労災保険の給付のほかに一定の災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規定等をいいます。）を定めているかどうかお申し出ください。法定外補償規定を定めている場合は、法定外補償規定に定める補償額の範囲内で保険金額を設定してください。法定外補償規定の補償額を超える保険金額を設定した場合でも、法定外補償規定の補償額までしか保険金をお支払いできません。

（１）死亡・後遺障害給付金（１口あたり）※最高６口までご加入いただけます。

		Ⅰ型	Ⅱ型
死 亡	死 亡	800万円	800万円
	1級	1,200万円	1,200万円
	2級	1,200万円	1,200万円
	3級	1,200万円	1,200万円
	4級	700万円	700万円
	5級	600万円	600万円
	6級	500万円	500万円
	7級	400万円	400万円
	8級		300万円
	9級		200万円
	10級		100万円
	11級		80万円
	12級		60万円
	13級		40万円
	14級		20万円



（注）同一の被用者が被った身体障害については、死亡補償保険金と後遺障害補償保険金の重複支払いは行わず、いずれか高い金額を限度とします。

（２）入院見舞金（加入口数に関係なく、被災者１名につき下表の給付額のお支払いとなります。）

入院日数	給付額
5日以上20日未満	5万円
20日以上	10万円

※全国建設業労災互助会の入院見舞金制度です。

（３）災害付帯費用給付金

①死亡災害付帯費用給付金

	加入口数	給付金額
死亡	1～2口	100万円
	3～4口	150万円
	5～6口	200万円

業務災害等が発生した場合、事業主が通常負担する費用（葬祭費、花代など）として事業主へ被災者１名につき、加入口数に応じて上記金額をお支払いします。

②障害災害付帯費用給付金

	加入口数	給付金額
後遺障害 1～7級	1～2口	20万円
	3～4口	35万円
	5～6口	50万円
後遺障害 8～14級 (Ⅱ型に加入の場合のみ対象)	1～2口	10万円
	3～4口	20万円
	5～6口	30万円

業務災害等が発生した場合、事業主が通常負担する費用（お見舞金、再発防止対策費など）として事業主へ被災者1名につき、加入口数に応じて上記金額をお支払いします。

(4) 事故解決費用等支援給付金（使用者賠償責任）

1 事故あたり（1口あたり）	100万円	最大600万円（6口）
----------------	-------	-------------

業務災害（通勤災害を除きます。）に伴う被災者やご遺族の方との損害賠償責任の解決のために支出する示談交渉、和解、訴訟の弁護士費用等、および賠償金について補償します。なお、本給付金は、基本契約の口数に応じた金額が限度となります。

※給付金の支払は、実費支給となります。

※賠償金の給付は、政府労災保険の認定が必要となります。

※損保ジャパン日本興亜の承認を得ずに示談金や賠償金をお支払いになった場合には、その一部または全額について給付金をお支払いできない場合があります。

さらに補償の充実を希望される方は、P8オプション②の「使用者賠償責任保険」（有期事業）のご加入を検討ください。

3 掛金の算出方法

(1) 有期事業

①【年間包括契約方式・下請協力会方式】

直近会計年度の事業種類別完成工事高（税込み）*と単独の除雪・除草作業の兼業売上高（税込み）により算出します。

※完成工事高（税込み）は、P21、22の「建設業許可29業種に対応する補償制度早見表」のとおりに、建築・その他の建設事業に振り分けます。

②【甲型JVスポット契約方式】

工事請負契約書記載の請負代金額（税込み）により算出します。

(2) 継続事業

政府労災保険の事業種類コードと平均被用者数により算出します。

【任意加入】政府労災保険特別加入者契約（補償の内容）

※政府労災保険特別加入者契約のみの加入はできません。

ご加入者の政府労災保険第1種特別加入者を補償の対象に含めることができます。

政府労災保険第1種特別加入者が全員補償の対象となりますので、事業種類ごとの人数をお申し出ください。

給付の種類と金額はP6の②お支払いする給付金からP7、2（4）の事故解決費用等支援給付金を除いたものとなります。

※1口あたりの掛金は事業種類ごとの人数（ご加入者の政府労災保険第1種特別加入者全員）により算出します。

※政府労災保険（第1種特別加入）に加入してしていない加入企業の事業主、役員等は、補償の対象となりません。

【任意加入】政府労災保険未加入者契約（補償の内容）

※政府労災保険未加入者契約のみの加入はできません。

ご加入者および下請負人の政府労災未加入者（一人親方等）を補償の対象に含めることができます（就業中のみの補償となります）。記名式の引受となりますので対象者の氏名、性別、生年月日、従事する業務が必要となりますのでお申し出ください。

給付の種類と、被災者1名・1口あたりの給付の種類と金額は下表のとおりです（入院見舞金は加入口数に関係なく被災者1名につき下表の給付額のお支払いとなります。）。

給 付 の 種 類		給付金額／1口（6口限度）
死亡給付金	事故日から180日以内に死亡した場合	800万円
後遺障害給付金	事故日から180日以内に後遺障害が生じた場合 後遺障害の程度に応じて給付されます。（死亡・後遺障害保険金額の4%～100%）	32万円～800万円
入院見舞金	入院日数 5日以上 20日未満	5万円
	// 20日以上	10万円

1口あたりの掛金は職種級別と人数により算出します。

※P6、2（3）の「災害付帯費用給付金」、P7、2（4）の「事故解決費用等支援給付金」はお支払いの対象とはなりません。

※未加入者契約の死亡給付金額は基本契約（1口あたり）の死亡給付金額に加入口数を乗じた金額となります。

※死亡給付金および後遺障害給付金は、損保ジャパン日本興亜の傷害総合保険です。入院見舞金は、全国建設業労災互助会の入院見舞金制度です。

+ オプション（補償の内容）

オプション 1 【任意加入】休業補償特約

労災事故による休業損害を補償します

政府労災保険の給付対象となる業務災害または通勤災害による休業損害を特約へのご加入により補償します。

- 補償の対象となる方 基本契約および任意加入した契約の補償対象者
- 給付金額 以下の3つのプランからお選びください。

休業給付金 (1日あたり)	Aプラン	Bプラン	Cプラン
	5,000円	3,000円	2,000円
補償対象者	補償内容		
	免責日数	支払対象期間	給付限度日数
①ご加入者の従業員（臨時雇従業員を含みます。）	3日	3年	1,092日
②ご加入者の下請負人の従業員			
③ご加入者の政府労災保険特別加入者			
④ご加入者の下請負人の政府労災保険特別加入者			
⑤継続事業（ご加入者のみ）		2年	730日
⑥政府労災保険未加入者			

- ※①～⑥は損保ジャパン日本興亜の労働災害総合保険、⑥は損保ジャパン日本興亜の傷害総合保険です。
 ※休業期間の認定は、政府労災保険の認定に従います。ただし、政府労災保険未加入者の認定は、損保ジャパン日本興亜が行います。
- ・保険期間の途中でも加入することができます。
 - ・甲型JVSスポット契約方式では、休業補償特約のご加入はできません。
 - ・法定外補償規定（被用者に対し政府労災保険の給付のほかに一定の災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規定等をいいます。）を定めているかどうかお申し出ください。法定外補償規定を定めている場合は、法定外補償規定に定める補償額の範囲内で保険金額を設定してください。法定外補償規定の補償額を超える保険金額を設定した場合でも、法定外補償規定の補償額までしか給付金をお支払いできません。

（3）掛金の算出方法

- ・上記「補償対象者」の①②④の掛金は、直近会計年度の事業種類別完成工事高（税込み）により算出します。
- ・上記「補償対象者」の③⑤⑥は1名あたりの掛金により算出します。

オプション 2 【任意加入】使用者賠償責任保険（有期事業）

ご加入者が被用者の業務上の事由により被った身体の障害について負担する損害賠償金および解決のための訴訟費用等を補償します

- 補償の対象となる方（被保険者）ご加入者
- 保険金額 以下の3つのプランからお選びいただけます。
- 被用者の範囲 P5「補償の対象となる方、補償の対象となる被用者等の範囲（基本契約）」（2）のABD（有期事業）

1事故あたりの 限度額	Aプラン	Bプラン	Cプラン
	1億円	5,000万円	3,000万円

- ※政府労災保険からの保険給付を超える額の損害賠償金および訴訟費用等を上記保険金額を限度として貴社にお支払いします。
 ※お支払いには、政府労災保険の認定が必要となります。

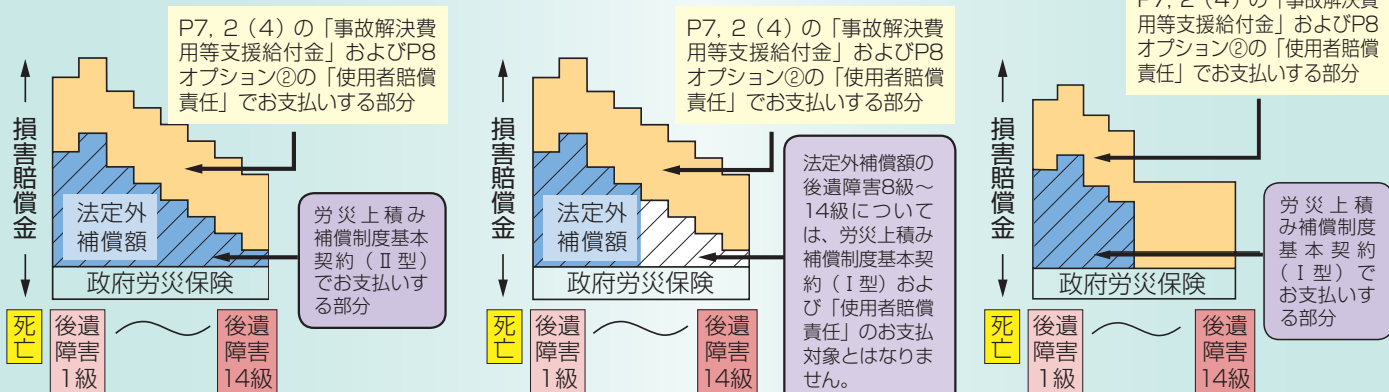
- ・保険期間の途中でのご加入はできません。

業務災害（通勤災害を除きます。）に伴う被災者やご遺族の方との損害賠償金および損害賠償責任の解決のために支出する示談交渉、和解、訴訟の弁護士費用等についてP7、2（4）の事故解決費用等支援給付金の上乗せ分として補償します。

<ケース1> 法定外補償規定を定めており、法定外補償規定（死亡、後遺1級～14級）の全部を労災上積み補償制度基本契約（Ⅱ型）で補償している場合。

<ケース2> 法定外補償規定を定めており、法定外補償規定（死亡、後遺1級～14級）の一部（死亡、後遺1級～7級）を労災上積み補償制度基本契約（Ⅰ型）で補償している場合。

<ケース3> 法定外補償規定を定めておらず、労災上積み補償制度基本契約（死亡、後遺1級～7級）（Ⅰ型）に加入している場合。



（4）掛金の算出方法

- ・直近会計年度の事業種類別完成工事高（税込み）により算出します。

労働災害総合保険（法定外補償条項・使用者賠償責任条項）の補償の内容

保険金をお支払いする主な場合

（法定外補償条項）

◇被保険者（注1）の被用者（注2）が業務上災害（注3）によって身体障害（死亡、後遺障害、負傷、疾病）を被った場合に、政府労災保険等（注4）の上乗せとして、被保険者が被災した被用者またはその遺族に補償金を支払うことによって被る損害について、被保険者に保険金（死亡補償保険金、後遺障害補償保険金、休業補償保険金）をお支払いします。

（注1）被保険者とは、事業主（企業）をいいます。

（注2）被用者とは、事業場において被保険者に使用され、賃金を支払われる者（正規従業員、アルバイト、パートタイマー等）のうち保険証券に記載された者をいいます。役員、個人事業主、海外駐在員、下請負人の従業員等の事故については、特約条項を付帯することにより保険の対象にできる場合があります。

（注3）通勤途上（出勤および退勤）の災害については、「通勤災害担保特約条項」を付帯することで保険金お支払いの対象となります。この保険は「通勤災害担保特約条項」を付帯しています。

（注4）被保険者の事業について、政府の管掌する労働者災害補償保険等（以下「政府労災保険等」といいます。）の保険関係が成立していることが必要です。

◇この保険は、政府労災保険等の保険給付が決定されることが、保険金お支払いの要件となります。また、業務上災害の認定、後遺障害の等級および休業の期間などについては、政府労災保険などの認定に従います。

◇法定外補償条項について被保険者にお支払いする保険金は、その全額を被用者またはその遺族に支払わなければなりません。その際、被用者またはその遺族から補償金受領書の取り付けが必要となります。

【付帯特約条項】

- ・通勤災害担保特約条項 通勤途上（出勤および退勤）における災害についても補償する特約です。通勤途上の認定については政府労災保険等の認定に従います。
- ・災害付帯費用担保特約条項（全国建設業労災互助会用） 被用者の死亡、後遺障害1～7級または1～14級に該当する労働災害が発生し、法定外補償条項の保険金をお支払いする場合、被保険者が負担する費用（葬祭費、花代等）を補償する特約です。

（使用者賠償責任条項）

被保険者の被用者が業務上災害によって被った身体障害（死亡、後遺障害、負傷、疾病）が、事業主（企業）の責任で発生した場合に、その被災した被用者またはその遺族からの損害賠償請求により事業主（企業）が負担する法律上の損害賠償責任に基づく損害賠償を、保険金としててん補限度額の範囲内でお支払いします。（訴訟費用についてもお支払いします。）保険金は、損害賠償金が次の金額の合計額を超える場合に、その超過額についてのみ（自己負担額の設定がある場合は、超過額から自己負担額を差し引いた額についてのみ）、てん補限度額を限度としてお支払いします。

- ・政府労災保険等から支払われるべき金額 自動車損害賠償保障法に基づく責任保険等から支払われるべき金額
- ・（法定外補償規定を定めている場合）法定外補償規定に基づいて支払われるべき金額 」（法定外補償規定を定めていない場合）法定外補償条項で支払われるべき金額
- ・被用者とは、被保険者（事業主）に使用され、賃金を支払われる者（従業員）のうち保険証券に記載された者をいいます。
- ・特約条項の詳細につきましては、取扱代理店にご照会ください。

※いずれの条項も、被保険者（事業主）の事業について、政府の管掌する労働者災害補償保険等（以下「政府労災保険等」といいます。）の保険関係が成立していることが必要です。

※訴訟や調停となった場合に、それに要する費用や弁護士報酬等については、賠償保険金との合算額を、てん補限度額を限度としてお支払いします。（必ず事前に損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。）

・この保険は、政府労災保険等の保険給付が決定されることが、保険金お支払いの要件になります。^(注)

・また、業務上災害の認定、後遺障害の等級および休業の期間等については、政府労災保険等の認定に従います。

（注）費用保険金（訴訟費用や弁護士報酬など）のお支払いについては、政府労災保険等の給付を絶対要件とはしていませんが、明らかに業務上災害に該当しない場合などはお支払い対象とはなりません。事前に損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。

※使用者賠償責任条項の保険金請求権に質権を設定することはできません。被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパン日本興亜から直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店までお問い合わせください。

保険金をお支払いできない主な場合

- ①契約者もしくは被保険者またはこれらの事業場の責任者の故意による被用者の身体障害
- ②地震、噴火またはこれらによる津波による被用者の身体障害
- ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動による被用者の身体障害
- ④核燃料物質の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用による被用者の身体障害
- ⑤風土病による被用者の身体障害
- ⑥職業性疾患による被用者の身体障害
- ⑦石綿（アスベスト）または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性に起因する被用者の身体障害
- ⑧賃金を受けない日の第3日目までの休業に対する休業補償保険金および損害賠償金
- ⑨被用者の無資格運転または酒酔運転によるその被用者本人の身体障害
- ⑩被用者の故意、または重大な過失のみによって、その被用者本人が被った身体の障害（法定外補償条項）

など

傷害総合保険（政府労災未加入者契約）の補償の内容（就業中のみ補償）

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガ（※）をされた場合に、保険金をお支払いします。（※）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。（注）保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

（注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害（国内外補償）	死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※1）を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※2）のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 など
	後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合（4%～100%）	※1「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。
	休業補償	事故によりケガをされ、そのケガのため事故の発生の日からその日を含めて180日以内に就業不能（注）となった場合に、就業不能期間1日に対して、対象期間（730日）を限度として休業保険金日額2,000円、3,000円、5,000円（支払対象外期間3日）を支払います。ただし、平均所得日額（直前の年収から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除した額を365で除いた額をいいます。）を超えては保険金を支払うことはできません。（注）被保険者がケガをした時に就いていた業務または職務を果たす能力をまったく失っていると認められる状態をいいます。ただし、次のいずれかに該当する場合は、就業不能とはいいません。 ①ケガをしたときに就いていた業務または業務の一部に従事した場合 ②その教育、訓練または経験により習得した能力に相当する①と異なる業務または職務に従事した場合 ③就業不能の原因となった傷害が治癒したと医師の診断に基づき損保ジャパン日本興亜が認定した日以降 ④死亡した日以降	※2「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。